

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日(金) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農地利用集積計画(案)について
(埼玉県農地中間管理機構に対する賃借権設定)
議案第3号 農地利用集積計画(案)について
(埼玉県農地中間管理機構に対する使用貸借権設定)
議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について
議案第5号 羽生市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な
構想の変更(案)について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史
事務局次長 野口武士
主事 漆原寛 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、8月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	5番 平井 紘一委員、6番 儘 田 實委員のご両人をお願いします
	ます。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。ただし、受付番号341及び342号については、農
	業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に
	該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、木村俊
	之委員の退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説
明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたしま
	す。339号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、家族と
	市内のアパートで生活しております。家族が増え、現在の住まいで
	は手狭となったため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申
	請農地は、保育園、 小学校や大きな商業施設が近くにあり、住
	環境の整った場所になります。今回、自己用住宅敷として申請する
	ものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近
	接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種
	農地」と判断しました。340号では、太陽光発電施設を設けるもの
	です。譲受人は、 に事務所を置き、太陽光発電事業を
	行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がな
	く、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を
	計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発
	電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで
囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかから	
ないように行うものとなっています。農地の区分については、「第	
2種農地」と判断しました。341号では、太陽光発電施設を設ける	
ものです。譲受人は、 に事務所を置き、太陽光発電事	
業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物	
がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設	

	当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第1号 農地法第5条の規定による受付番号341及び342号を除く案件の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続きまして、受付番号341及び342号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、議席番号9番 木村委員の退席をお願いします。
	(木村委員 退席)
	それでは受付番号341及び342号について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号341及び342号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第1号 農地法第5条の規定による受付番号341及び342号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	それでは、木村委員の入室をお願いします。
	(木村委員 入室)
(議案第2号)	続きまして、議案第2号 農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定)及び議案第3号 農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)は関連があることから一括して事務局からの説明を求めます。
(議案第3号)	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号及び第3号 農地利用集積計画(案)について説明させていただきます。議案第2号、3号については、所有者が公社に貸付けをし、使用貸借及び賃借権を設定する計画(案)となっています。こちらは、平成26年4月より農地中間管理機構が創設され、この事業の目的は、今後の農地活用の効率化や生産性の向上を図るため、農地中間管理機構が農地を一旦、借受け、農地の集積化や規模の拡大化等を行うなど、耕作し易い条件にして、地域の担い手等へ貸し出しをするものです。このように行うことで、今後、安心・安全な貸し借りができ、かつ農業経営の拡大も図っていかうとするものです。今回は、この事業を利用して、農地中間管理機構が借受け、次の地域の担い手を確保し、農地の貸し出しを行うための利用権設定となります。

	<p>表の見方といたしまして、左上から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」と続き、「対象農地」の情報となります。</p> <p>埼玉県農地中間管理機構に使用貸借及び賃借権を設定する計画（案）の合計が表の右下側にございます。新規設定として7件、面積 田 18838.2㎡、畑 3684㎡、合計22522㎡となっております。</p> <p>以上で、議案第2号・3号 農地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。それではただいまの議案第2号の説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地利用集積計画（案）については、事務局の説明のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手を願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号については、事務局の説明のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。</p> <p>続きまして、議案第3号の説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 農地利用集積計画（案）については、事務局の説明のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手を願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号については、事務局の説明のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。</p> <p>(議案第4号)</p> <p>続きまして議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。当該計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、羽生市長から意見を求められております。ただし、事案番号10号から12号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、小林容彰委員の退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）について、ご説明いたします。この、農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律により、同計画を作成する場合は、「市は、農業委員会の意見を聞く」ことから、今回の案件となっております。</p>

	<p>また同法の改正により、計画の名称は変更していますが、従来、配分計画であった、公社が耕作者へ貸付けする計画と同じ内容となっております。表の見方ですが、一番左側から、農地中間管理機構から農地を借受ける方の氏名及び住所、その右側が借受ける農地の所在、地目、面積、さらに右側が現在の賃借権の設定を受けている方の情報となり、なお新規で借受ける場合は、空欄となっております。最後に一番右側が、農地の貸し借りの詳細の権利の内容が記載されています。以上で、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告、説明が終わりましたので、小林容彰委員の退席をお願いします。</p> <p>（委員の退席）</p> <p>それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第4号 農地利用集積計画（案）については、事務局の説明のとおり、同意することに賛成の委員は、挙手を願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、農用地利用集積等促進計画（案）については、同意することに決定いたします。小林容彰委員の入室をお願いします。</p> <p>（委員の入室）</p>
(議案第5号)	<p>続きまして、追加議案第5号 農業経営の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに対する意見についてを議題といたします。</p> <p>事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>追加議案第5号 羽生市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）についてご説明いたします。追加議案第5号、資料1 羽生市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更案、資料2 基本構想の新旧対照表の3つになります。今回、基本構想を変更いたしますのは、農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に改正され、基本構想に記載する事項を追加もしくは削除する必要が生じたためです。資料の追加議案第5号の3枚目をご覧ください。こちらに基づいて説明いたします。基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、埼玉県が作成する「農業経営基盤強化促進に関する基本方針」に即して、羽生市が地域の実情を踏まえて独自に定めるものになります。羽生市の農業を将来に渡って発展させていくために、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手を育成することを目的に、農業経営における目標の設定、その実現に向けた</p>

取組みなどを記載しております。基本構想は、おおむね5年ごとに見直しを行ってきました。今回の改正につきましては、5年ごとの見直しによるものではなく、法改正による利用権設定手続きの廃止や地域計画に基づいた農地の貸し借りに対応するため、改正するものでございます。主な改正内容についてご説明いたします。裏面をご覧ください。主な改正内容は、1点目、資料2新旧対照表の30ページから32ページにある「第3の農業を担う者の確保及び育成に関する事項」を新たに記載します。こちらは法改正により基本構想で定めなければならない事項となったため、現行の第3章3
(10)で記載していた指導体制や第4章2(3)で記載していた連携体制などをここに集約しました。ここでは、市の取組として農林振興センター、JAとの連携、就農希望者への情報提供や相談対応、国や県などの各種支援策の活用とそのサポートなどについて記載しております。2点目、資料2新旧対照表の33ページになります。第4の1にある表「農用地の利用に占める面積シェアの目標」を県の目標にあわせて、50%から56%に変更するものです。
3点目、資料2新旧対照表の34ページから41ページ、50ページから54ページの部分に記載されていましたが利用権設定等促進事業について削除いたします。これは、法改正により、農地利用集積計画に基づく利用権設定の手続きが廃止されたことにより削除するものです。ただし、令和6年度末までは、経過措置期間として新規および更新の手続きは可能となっておりますので、新旧対照表50ページ、附則の2にその旨記載しております。今後の農地の貸し借りの方法は、農地法第3条の許可を受ける方法のほかは、令和6年度末までに市が策定しなければならない地域計画に基づいた、農地中間管理事業による貸し借りとなります。この場合、農地の受け手になれる方は、地域計画に位置付けられた方であることが要件となります。4点目、資料2新旧対照表の49ページ、50ページで
「第5農業経営基盤強化促進事業に関する事項」の2になります。ここでは、地域計画の策定について記載しております。地域計画策定するための話し合いの場を設ける際は、他の農業関係の集まりを積極的に活用することや、話し合いの参加者は耕作者や地権者だけでなく、農協や中間管理機構など関係機関にもできるだけ参加してもらうこと、参加者は、その地区の将来の農業の在り方、集積・集約化の方針などについて話し合うこと、そしてこの地域計画は、市が関係機関と連携して策定し、進捗管理を行うことが記載されております。5点目は、新旧対象表2ページと4ページにおいて、県の基本方針にも記載されている「先端技術の活用」「企業等の農業参入を支援する」を追記いたしました。また、第1章、第2章、第5

	<p>章については、文章構成を県の基本方針に近いものになるよう見直しを行い、そのほか文言の修正等事務的な改正も行います。基本構想については、皆様にご審議いただいたあとは、県と同意協議を行い、基本構想の改正を行います。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、係長から説明がありましたが、ここでご意見を聞きたいと思います。ご意見ございますか。</p>
推進委員	<p>農地の貸し借りが変わるとは具体的にどういうことでしょうか。</p>
	<p>今までの貸し借りは市がやっていたり、中間管理機構を通してやっていたり、あと、農協の組織がありますよね。その三つでやっていたと思うのですが、それはどのように変わるのでしょうか。</p>
事務局	<p>現状、貸し借りについては3つの方法でやっております。中間管理機構を間に挟んで所有者と耕作者を結ぶケース、中間を伴わず、所有者と地権者で書類を交わしてもらう利用権設定。それとも一つ、3条で所有権の移転と合わせて貸し借りもそこで設定させてもらっておりますが、法律の改正によって、2番目の所有者と地権者の交わす利用権の設定の制度がなくなります。よって、中間管理機構を通して借りるか、3条で貸し借りの手続きをとるとというのが令和7年度以降の制度改正のご案内となります。</p>
	<p>農協の貸し借りというのはあくまで営農計画書でのルールになるので、これとは全く関わってきませんし、通用するようなものではありません。</p>
推進委員	<p>そういうやり方を現場の皆さんはどれ程知っているのでしょうか。</p>
	<p>中間管理機構を交わして貸し借りするというのをうちのほうでは全く知らない人が多いと思います。口約束でやっている人が多いと思います。どのようになくしていくのでしょうか。市の農政課の方や農業委員会が働きかけるにしても、知らないという話になってくると思うが、それを2年間でどのように周知徹底するのかやり方を教えてください。</p>
事務局	<p>市広報等で周知は進めていく予定です。近隣市の情報の発信方法を注視してまいりたいと思っております。</p>
	<p>(農業政策課職員 退室)</p>
議長	<p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷3件でございました。</p>
	<p>報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合</p>

	意の解約となります。20件ございました。
	報告事項3 農地法の規定による県許可一覧です。7月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が2件、5条が13件ございました。以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 9月の農業委員会定例会について
	② 農地相談会について
	③ R5最適化活動研修会について
	④ 農地パトロール地図の回収について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和5年 8月 25日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	